

## 苦情申立ての受理について

告示第 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達において、政府調達に関する苦情処理手続(平成 7 年 12 月 28 日市長決裁)第 5 項第 1 号に基づき苦情の申立てがあったので、正当な申立てと認め、これを正式に受理したことから、下記のとおり公示する。

令和 6 年 4 月 25 日

札幌市入札・契約等審議委員会  
委員長 中 川 晶比兒

### 記

- 1 苦情申立日  
令和 6 年 4 月 12 日
- 2 苦情申立人  
東京都港区六本木 6 丁目 10-1  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社
- 3 苦情に係る調達機関名及び調達件名
  - (1) 調達機関  
札幌市(札幌市消防局総務部施設管理課)
  - (2) 調達件名及び数量  
消防ヘリコプター 一式  
【札幌市告示第 1011 号(令和 6 年 3 月 8 日付札幌市契約公報(令和 6 年第 2 号)掲載)】
- 4 苦情の概要  
本調達の仕様については、「調達に参加するための条件は、必要最低限のも  
のとしなければならない」とする政府調達協定第 8 条第 1 項の規定に違反して  
おり、その他にも協定に違反する行為が認められる。
- 5 苦情処理手続への参加を希望する者における委員会への通知  
本苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であって、本苦情処理手続に参  
加を希望する者は、札幌市入札・契約等審議委員会が指定する様式により、そ  
の旨を、次のとおり指定期日までに同委員会に通知しなければならない。
  - (1) 通知期日  
令和 6 年 4 月 30 日(火) 17 時 00 分まで(送付の場合は必着)
  - (2) 通知場所等

参加希望の通知は、当該書面を持参、送付、F A X又は電子メールにより、次に掲げる場所あてに提出すること。

ア 持参、送付又はF A Xの場合

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市入札・契約等審議委員会事務局）

F A X 011-218-5146（電話 011-211-2152）

イ 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「政府調達に関する苦情申立てについて」とすること。

メールアドレス：keiyakukanri@city.sapporo.jp